

社援保発 0331 第 1 号  
令和 8 年 3 月 31 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公 印 省 略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」  
の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～6</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～問101 (略)</p> <p>問102 局長通知第7の3の(7)及び第7の8の(2)のイの(ケ)にいう「課外のクラブ活動」は、学校で実施するクラブ活動に限定されるのか。</p> <p>答 学校で実施するクラブ活動に限定するものではなく、地域住民や児童若しくは生徒の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動又は部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」であって、当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動も含むものとして差し支えない。 なお、営利を目的として運営されている活動は対象とならない。</p> <p>問103・104 (略)</p> <p>第8・第9 (略)</p> <p>第10 保護の決定</p> <p>問1～問16 (略)</p> <p>問17 <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～6</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～問101 (略)</p> <p>問102 局長通知第7の3の(7)及び第7の8の(2)のイの(ケ)にいう「課外のクラブ活動」は、学校で実施するクラブ活動に限定されるのか。</p> <p>答 学校で実施するクラブ活動に限定するものではなく、地域住民や児童若しくは生徒の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であって、当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動も含むものとして差し支えない。 なお、営利を目的として運営されている活動は対象とならない。</p> <p>問103・104 (略)</p> <p>第8・第9 (略)</p> <p>第10 保護の決定</p> <p>問1～問16 (略)</p> <p>問17 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。</p>

問 19 (略)

第 11～14 (略)

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(生活保護法第 4 条)ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避しているため、法第 4 条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかれない。

問 19 (略)

第 11～14 (略)